

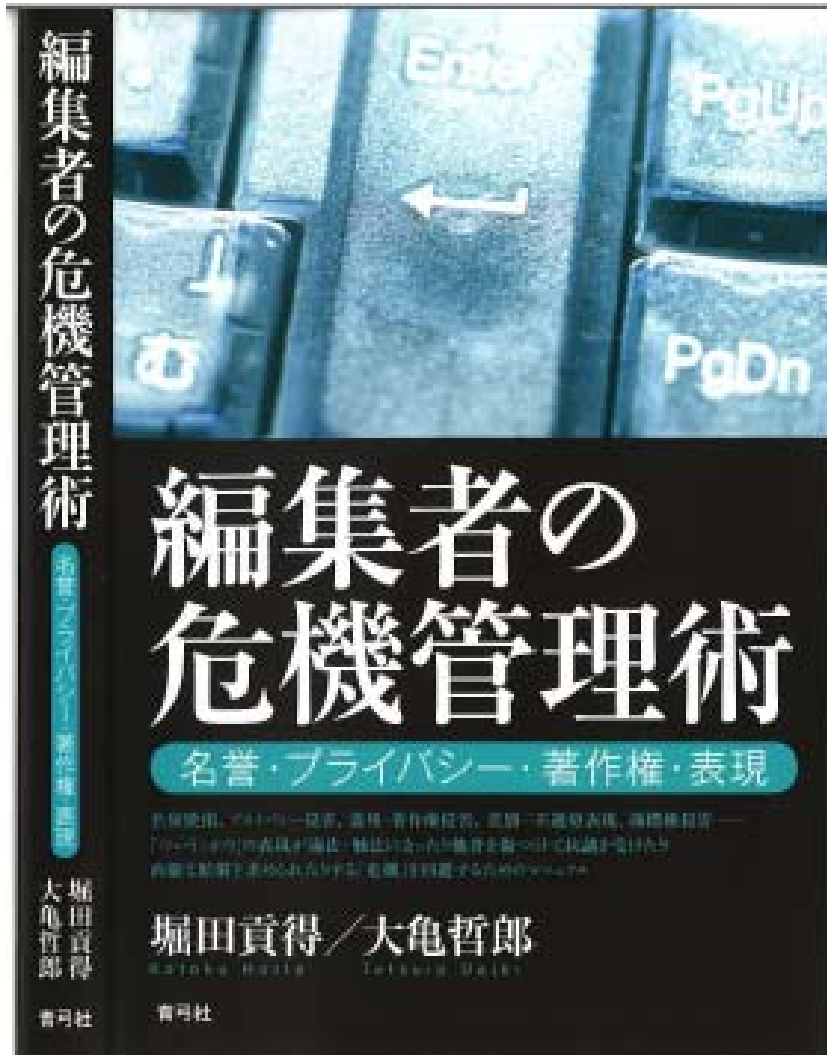
城西大学
—図書館主催講演会—

知っておこう 著作権

(事例から学ぶ著作権の基本)

大亀哲郎

2015. 6. 30



『編集者の危機管理術』青弓社
堀田貢得、大亀哲郎 共著



『写真著作権』太田出版
大亀哲郎他 共著

1. はじめに
2. 写真の著作権はサルにあるの？
3. 著作権とは誰のものか？
4. 「自炊」代行訴訟の理由
5. 著作権保護期間を過ぎた著作物は
自由に使えるのか？
6. 転載か？ 引用か？
その違いは大きい！

1. はじめに

●社会の「**権利意識**」の高まり

●自分の身を守るためには、**著作権(他の権利)に無知なままで学業を続けることは危険**

心配無用の判断と確信⇒効率の良い研究者生活

自分で判断できることは自力で解決する

プロフェッショナルを目指せ！

社会人基礎力向上のススメ

2.写真の著作権はサルにあるの？

←Wikipediaに掲載された自分撮り写真の権利は誰にあるのか？



←デイヴィッド・スレーター氏／写真家

写真が公表され、話題に

- 2011年にインドネシアに滞在して、クロザルの生態を撮影していた写真家。
- 1匹のクロザルのメスが、カメラに興味を抱いて接近。そのまま手にとっけていじっているうちに、シャッターが押された。
- 自分にレンズが向いた状態で撮影された「自画像撮り」の写真数枚のうちの1枚がWikipediaにアップロードされた。

(公表時の写真家インタビュー)

「カメラを放置していたら、サルの群れがカメラに近寄り、最初は音を怖がっていたが次第に慣れたようで、シャッターが押され、ポーズをとっているようにも見えた」

- ウィキメディア財団運営のウィキメディア・コモンズは2000万を超える画像音声、動画ファイルを保存、公開。
- 写真家の苦情「**撮影者(カメラの所有権者)の許可なく、支払いなしの写真利用は、写真家の収入源を脅かす**」

ウィキメディアの見解

「シャッターを押したのは写真家ではなく、サルである」として、

**著作権は認められずパブリック
ドメインである**

＝誰でも無償で自由に利用できる

では、著作物とは何か？

「著作物とは、思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものをいう。」

(著作権法・第2条より)

※創作性が高度ではなくても可

(→幼児の作品でも著作物)

※作者の個性が発揮されているか？

(→誰も真似できない) オンリーワン

●表現されたものに、思想、感情が込められていることが条件。

「思想または感情」とは、人間の精神活動全般を指す。

「私権の享有は出生に始まる」(民法・第3章
人／3条1項)

⇒著作権も含めて、権利者になることができる
者は人間(法人は可能)だけで、動物は権利
者になれない。

サル？ ロボット・ジャーナリスト(記事作成ソフト)？

⇒著作権を与えるべき者が存在しない！ パブ
リックドメイン

著作権が認められないもの

『ドラえもん』⇒「未来からネコ型ロボットが来てポケットから便利な道具を出してくれる」設定は

●単なるアイデア

⇒アイデアは、用いても著作権侵害ではない！

『吾輩は猫である』⇒擬人化表現、『吾輩は主婦である』などのパロディ

●新聞記事、図表の**事実、データ・数値**には 著作権を認めない！

⇒さらに安全な利用

新聞記事を切り取ってそのままコピー利用しないで、
自分で記事文章を文字入力する。

図表データを入力して、PCソフト機能で図表化。

著作権を認めないありふれた表現

計算問題⇒非著作物

短文、短いフレーズ

「**国境の長いトンネルを抜けると雪国であった**」

(川端康成『雪国』)

<裁判の判例>

「**ボク安心 ママの膝より チャイルドシート**」

(著作物性有り)

「**ママの胸より チャイルドシート**」

(著作物性無し／全くの同一ではないから著作権侵害ではない)

アイデアと表現 キャッチフレーズ

- ○○○の5か条
- ミシュランガイド式「☆☆☆」の評価法
- 燃える男
- ゆるキャラ（みうらじゅん事務所）
⇒ **商標登録**の有無を調べる
- そうだ 京都、行こう。（JR東海）
- そうだ 坂戸、行こう。
⇒ 著作権法と**不正競争防止法**

3. 著作権とは誰のものか？

- 著作権とは、**利用を禁止できる**権利
 - 著作者に、**経済的利益を得る**機会を保障するために認められた権利。(⇒**財産権**)
- **著作者**は、著作物を創作した者 ⇒著作者であり、著作権者
- 著作権は、著作物の創作とともに自動的に発生し、著作者に帰属する。(=**著作権者**)
- 著作権は譲渡できる ⇒著作権が移るので、著作者と著作権者は別の人
- **出願登録無用** (特許庁←特許、実用新案、意匠、商標)

著作権は枝分かれしている！

- **無断で「コピー」されない権利** → 書写、印刷（出版）
複写、写真撮影、録音・録画、CD化、PC・端末機器にダウンロード
- **無断で「公衆に伝達」されない権利**
 - 無断で「上演・演奏」されない
 - 無断で「上映」されない
 - 無断で「公衆送信」されない
 - 無断で「口述」※されない ※口述＝朗読等、口頭で伝達
 - 無断で「展示」されない
 - 無断で（映画を）「頒布」されない
 - 無断で（映画以外の著作物を）「譲渡」されない
 - 無断で「貸与」されない
- **無断で「二次的著作物を作成・利用」されない権利** 無断で「翻訳・編曲・翻案（変形、脚色、映画化他）」されない

著作権／著作者の権利

著作権(財産権)

複製権
上演権・演奏権
上映権
公衆送信権・送信可能化権
口述権
展示権
頒布権
譲渡権
貸与権
翻訳権・翻案権等
二次的著作物の利用に関する権利

著作者人格権

公表権
氏名表示権
同一性保持権

*
名誉・声望保持

著作物の種類 (著作権法・10条)

種類	内容の例示	備考
言語	小説、論文、脚本、詩歌、俳句、講演	漫画
音楽	楽曲、歌詞	楽譜
舞踊・無言劇	ダンス、バレエ、日本舞踊、舞踏、パントマイム	振付
美術	絵画、彫刻、書、イラスト、版画、美術工芸品	漫画
建築	建物、塔、橋・ダムなどの建造物、庭園	建築物の外観
図形	地図、学術的な図面、図表、模型	建築設計図面
映画	劇場用映画、テレビドラマ、ビデオ（動画）作品	TV番組・ゲーム
写真	写真、グラビアページ	絵画の複製写真
プログラム	コンピュータへの指令の組み合わせ表現（ソフト）	ソフトウェアの一部

著作者人格権とは？

- **公表権**＝無断で「公表」されない
- **氏名表示権**＝無断で「名前の表示」を変えられない
- **同一性保持権**＝無断で「改変」されない
 - × 部分使用、トリミング、色変え、変形

● 著作者の没後も、著作者が活着ているとしたならば
その意を害するような、著作者人格権の侵害に
当たる行為は禁止 (著作権法第60条)

● 著作者人格権は、譲渡できない

4. 「自炊」代行訴訟の理由



複製差止め(東京の2社／控訴審は1社・控訴棄却 2014.10.22知財高裁)

損害賠償:計140万円(控訴審は1社／70万円)

浅田次郎、大沢在昌、林真理子、東野圭吾、弘兼憲史
武論尊、永井豪

※無許諾の書籍スキャン事業は違法と判断された。

本の奥付の表記に注目

Q&A 引用・転載の実務と著作権法（第3版）

2005年2月20日 第1版第1刷発行
 2007年12月20日 第1版第4刷発行
 2010年11月10日 第2版第1刷発行
 2014年2月25日 第3版第1刷発行

編著者 北村行夫
 雪丸真吾
 発行者 山本 薫 央
 発行所 (株)中央経済社
 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-31-2
 電話 (3293)3371(編集)
 (3293)3381(営業)
<http://www.chuokeizai.co.jp/>
 振替口座 C0100 8 8432
 印刷/文芸堂印刷(株)
 製本/樹園川製本所

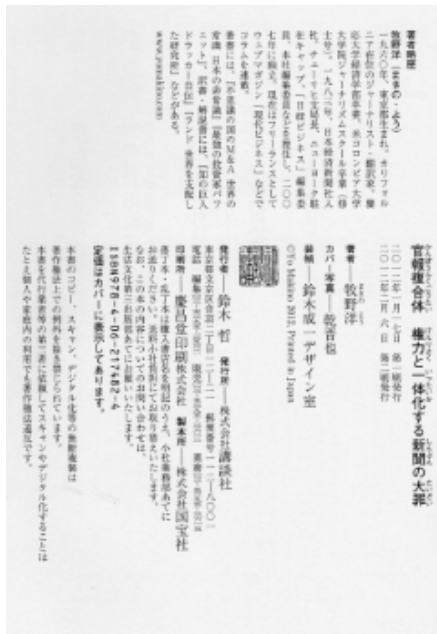
©2014 Printed in Japan

*頁の「欠落」や「順序違い」などがありましたらお取り替えいた
 しますので小社営業部までご連絡ください。(送料小社負担)
 ISBN978-4-502-07910-8 C3032

JCOPIY (出版者著作権管理機構委託出版物) 本書を無断で複写複製(コピー)することは、著
 作権法上の例外を除き、禁じられています。本書をコピーされる場合は事前に出版者著作権管理
 機構(JCOPIY)の許諾を受けてください。

JCOPIY (<http://www.jcopy.or.jp>) eメール: info@jcopy.or.jp 電話: 03-3513-6969

- 本書を無断で複写複製(コピー)することは、**著作権法上の例外を除き、禁じられています**。本書をコピーされる場合は事前に出版者著作権管理機構(JCOPIY)の許諾を受けてください。



- 本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。**本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内の利用でも著作権法違反です。**

(講談社書籍奥付表記例)

著作権法第30条(私的使用のための複製)

- ① **個人的に又は家庭内**その他これに準ずる
限られた範囲内で使用することが目的の場合
- ② 使用する者が複製することができる。

→①会社その他業務で使用することは×

これに準ずる限られた範囲内 = 家族のような個人的結合関係にある
少人数のグループ(5人程度)

→②事業者(お店)に委託(料金を取り業としている)して複製(スキャン・デジタル複製)するのは、**使用する者自身が行っていない**ので×

©表示について

© 著作権者名 第1発行年

著作権の無方式主義(登録無用) **Copyright**

©表示の意味 アメリカが1989年「ベルヌ条約」加盟したため、実質的な必要性はなくなった。著作権は、著作物の創作とともに自動的に発生し、著作者に帰属する。

世界の大多数の国は、同様に著作権登録の手続きを必要としない「無方式主義」をとっている。以前は、著作物の複製物に©表示を付けておけば、著作権の登録が必要な国においても著作権が保護されるという保証条件となっていた。

今は©表示があることで、著作権の権利主張を表すという積極的なアピールの実効性がある。(ゲーム、アニメ、映画、商品ライセンスビジネス)

©表示例

TM&Copyright ©1993 by Paramount Pictures.
All Rights Reserved.

『愛と呼ばれるもの』

青春コーナー
リヴァー・フェニックスよ、
永遠に…

リヴァー・フェニックスが貴重な歌声も披露

'93年という、ちょうどリヴァー・フェニックスが亡くなった年に製作された映画です。日本では劇場未公開でしたが、劇中でリヴァーが自作の楽曲を演奏するシーンもあり、彼のファンにとってはたまらない作品といえるのではないのでしょうか。当時、リヴァーの実生活の恋人だったサマンサ・マシスや、ブレイクする前のサンドラ・ブロックと、共演者も魅力的です。

STORY
カントリー歌手を目指して米国のナッシュビルを訪れた女性が、自信家の男性シンガーソングライターや女優志望の女性など、夢に生きる個性豊かな仲間たちと出会い、友情を育む。

● 93年・米 ● 119分 ● 監督/ピーター・ボグダノヴィッチ
● 出演/リヴァー・フェニックス、サマンサ・マシス
パラマウント ジャパン



©MMIX New Line Productions Inc. All Rights Reserved. TM & Copyright © 1993 by Paramount Pictures. All Rights Reserved. TM, ® & Copyright © 2014 by Paramount Pictures. All Rights Reserved.
※発売日、レンタル開始日、価格、タイトル名、ジャケット写真は予告なく変更になる場合がございます
※本誌で紹介されている商品、キャンペーン企画、その他は一部取り扱いをしない店舗もございます

2014_NOV | 32

まんがのキャラクターは 著作物なのか？

- まんがの具体的な表現から昇華した登場人物の人格ともい**うべき抽象的概念**は、具体的な表現そのものではないので、「**著作物**」には**当たらない**→著作権保護の対象ではない
- **キャラクター絵・まんが絵** = まんがの画面に、具体的に描かれた登場人物の絵は「**著作物**」であり、保護の対象である

ドラえもんのケーキを作ったら？

『ドラえもん』⇒「未来からネコ型ロボットが来てポケットから便利な道具を出してくれる」設定は

●単なるアイデア

⇒アイデアは、用いても著作権侵害ではない！

- キャラクターの写真や絵は「**美術の著作物**」
- イラスト化したキャラクター絵を利用してケーキを作ることは、著作権法上は「**複製**」
- 無断で行うと「複製権侵害」

- 家庭内で作る＝**私的使用目的の複製**

- ケーキ屋に依頼＝私的使用の範囲外
⇒事業者が**業**として**有償**で行う複製は、私的使用のための複製に該当しない。(⇒違法行為)

5. 著作権保護期間を過ぎた著作物は自由に使えるのか？

- 公有の財産とされ、権利者に無許諾で使える。
- 日本は50年、海外は70年の国が多い
⇒ **保護期間の相互主義** = 日本と同様の扱い
海外の著作物も日本国内では50年保護で可。

※大部分の海外の国(70年保護)では、日本作品は50年保護で可の扱いを受ける

著作者の例外

- ①通常の著作物⇒著作物を創作した人
 - ②法人著作(法人などの従業員が仕事で作成)⇒法人
 - ③映画の著作物⇒映画の全体的形成に创作的に寄与した者(プロデューサー、監督、撮影監督、美術監督などが該当)⇒一定の要件を充たせば、著作権は著作者ではなくて、映画製作者に自動的に移ることとされている
- 著作権保護期間 ①著作者の生存中、没後50年間 ②公表後50年 ③公表後70年

職務上の著作物(法人著作)

- 法人その他使用者(法人等)の**発意**
- 法人等の**業務に従事する者**が職務上作成する
- 法人等の**名義**の下に公表
- 作成時に**契約、就業規則**に特別な定めがない

6. 転載か？ 引用か？ その違いは大きい！

●お茶の水女子大の卒論で盗用＝3分の2無断引用、出版も

- ・指導教授を嚴重注意処分
- ・調査委は「無断引用してつぎ合わせた」と判断
- ・「研究倫理に反した遺憾な行為で、再発防止に全力で取り組む」副学長コメント（時事通信2015/06/03-18:43配信）

●愛知県立大で論文盗用

- ・謝罪し、年報の論文取り下げ
- ・「紀要」の冒頭に「不適切な引用が多数された」と謝罪文掲載（産経ニュース2015/05/21-22:30配信）

記事中の「無断引用」という記載に？

- 記憶に新しい「STAP細胞論文」
- 理化学研究所発表2014.3／小保方晴子氏
- 「実験手法の説明に、他人の論文からの、
いわゆるコピペがある
(⇒適法な「引用」がなされていない)

■他人が作った文章、画像をコピペしたのに、
まるで自分が作成・表現したように装ったら ✕

●ルールを守れば、
著作権者に無許可で、
無償で、著作物を利用できる

公表された著作物は、引用して**利用することができる**。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。（著作権法・第32条）

<引用ルール 6原則>

1. **公表**された著作物 手紙、日記など未公表のものはダメ
2. **使用目的に必然性**があるか？ 本文で表す自説の証明や補足などのためであり、そのつながりが必要不可欠、必要最小限であることが条件(←報道、批評、研究その他正当な範囲内)
3. **主と従**の関係 あくまでも自分の文章が主であり、借りるほうが 従であること
4. **明瞭に区分**されているか？ 利用したい文章は、段を下げる、書体や大きさを変える、「」でくる...など、はっきりと区別をつける
5. **改変してはいけない** 原文に手を加えてはいけない。勝手に 修正してはいけない
6. **出所明示** 引用した文章、絵画、写真など、そのすぐ傍に入れるのが最善。書誌名、著作者名、出版社名を書き添える

引用の実例

『ミセス』の時代 江刺昭子著 現代書館より

三 高級で、上品な、朝の雑誌

1章 六〇年代は「ミセス」色

『装苑』より上の年代の、戦時中、「乙女」であった人となると、三十代以上ということになる。平均寿命が今よりずっと短かったあの頃、三十代はもう中年だった。女は（男も）結婚するのがあたりまえだったから、三十を

未熟の美しさより洗練された美しさ！
一年草の可憐さより常磐木の揺ぎなき頼もしさ！
豊かな人生の風雪を経て
身も心も より光りかがやこうとする――
そんな年代の女性のために
国々の戦いの日に
ひそやかに乙女の夢をはぐくんできた――
そんな年代の女性のために
『ミセス』は あなたのために生まれた雑誌です



『ミセス』創刊号 (1961年10月号)

文章

表紙・写真・明瞭五分

て、縦書きで「服飾雑誌『装苑』のお姉さん雑誌」。真ん中に大きく「新雑誌 ミセス」と刷り込み、その上にこんな文章がある。

満を持して創刊号が出た。一九六一年十月号（九月三十日発行、実際には八月二十日発売）。題字「ミセス」の左上に「装苑編集」という冠がある。「装苑」の知名度と信頼度が頼りというわけで、六四年一月号までこの状態が続く。六三年一月号からは、副題として「奥さまの雑誌」がつく。定価二〇〇円で、一二万部刷った。
表紙は、テレビで人気上昇中の俳優池内淳子いけうちじゅんこの横顔でしとやかな奥さま風。他の女性誌の多くは画家が女を描いているから、これも真新しい。目次の前に半ペラの紙が折り込みになってい

●ターゲットは三十代女性

三 高級で、上品な、朝の雑誌

刷会社の凸版印刷は、大型高速活版輪転機を板橋工場に増設してこれらの需要に対処したと「凸版印刷百年史」に記してある。

ちなみに、文化出版局のもう一つの看板雑誌「装苑」もAB判になった。文化出版局の主力印刷会社の凸版印刷は、大型高速活版輪転機を板橋工場に増設してこれらの需要に対処したと「凸版印刷百年史」に記してある。

『ミセス』の時代 江刺昭子著 現代書館より

まんがの引用

コマ割りはまんがの重要な要素



<引用が認められなかった例>

- コマの一つを移動させて、**著作権侵害**
- **同一性保持権の侵害**

『新・ゴーマニズム宣言』
小林よしのり／小学館(上)

VS

『脱ゴーマニズム宣言 小林
よしのりの「慰安婦」問題』
上杉聡／東方出版(下)

東京高裁 2000.4.25



論文の出所明示

1. 著作者の**姓名**
2. 著作の**表題**(及び副題)
3. **著書**・雑誌・論文集・ウェブサイト等の**表題**
4. **版**・**巻数**・**号数**
5. 刊行(発表)**年月**
6. 引用箇所が載っている**ページ数**

※書籍の場合は発行地、発行者(社)名

表示する場所

①**該当箇所**(直後、文節の後) →②**章末** →③**巻末**

海外著作物の引用

- 国内と同様に、公表されたものは適法引用できる
- 原文の引用、翻訳して引用どちらも可
- 出所明示はルールに従い、原語で！
- 翻訳書・雑誌からの引用も可だが、出所明示は、原書原著作者名と翻訳者名を併記

要約しての引用は？

- 他人の著作物を要約して引用することは、原則として、**適法引用にはならない** ×
- 旧著作権法では「正当の範囲内において節録引用すること」は、できるとされていた
- 勝手な変形(翻案)になってしまう

<ガイドライン>

100字以内程度の、概要紹介(抄録)は許容
自分なりの理解、表現でまとめる

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインより

文科省

研究活動における不正行為とは、研究者倫理に背馳(はいち)し、(一部略)その本質ないし本来の趣旨を歪(ゆが)め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為にほかならない。具体的には、得られたデータや結果の捏造(ねつぞう)、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用が、不正行為に該当する。

平成26年8月26日 文部科学大臣決定 4ページ

図表の著作権

- 研究者の成果がまとめられていれば著作物
- その数値、事実の**選択・配列に創作性**があるか？
- 単なる事実、データを並べただけに過ぎない図表の場合

信州大著作権侵害訴訟判決

- 自著からリニアモーターの図・表が盗用されたと名誉教授が学長の著書を訴えた
- 裁判所判断「学術的な図面や図表は著作権の対象になるが、原告の著書の内容は、リニアモーターの基本的な構造や性質を説明するもので、**創作性があるものとして著作権の保護の対象となることはない**」

(2013年2月15日 長野地裁 請求棄却)

資料の著作物判断とリスペクト

●著作物性の存在の有無が判断困難と思うとき、著作権を心配するのと同時に、「他者の労作」として意識することが大切。それが「リスペクト」(⇒労作への敬意)

★著作物とは思えない事象を扱った表現は

そのまま(=改変せずに)使っても

⇒心配ならば、自分なりの工夫・改変を加えて、自分の労作にする

構わない

(=著作権侵害で訴えることができるような権利存在が見当たらない)

だが、..... ⇒(次画面へ)

(コピーして)自分が作成した 執筆・表現者のように装うのは いかななものか？

- そこで、「引用」のルールを踏襲して出典先を明示することで、**他者の労を認め、世にも紹介するという配慮(安全策)**をほどこす！
- ならば、大問題にはならないだろう！

著作権法で点検

第35条（学校その他の教育機関における複製）
学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

第35条2項

公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して**公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）を行うことができる**。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

ご清聴ありがとうございました

- 配布資料の画像を、コピー・スキャンをして。
ネットへのアップロード、配信をあなた自身が行うことは、お止めください。
- 前2ページの著作権法35条のとおり「複製」まではOKだが、ネット上での利用(公衆送信)は、制限範囲外となります。